

会社を経営されている皆様

『役員変更登記、忘れてませんか？』

株式会社の場合、役員（取締役や監査役）については、定款に「任期」が定められており、たとえ役員の色ぶれに変更が無くても、任期が到来すると、再度役員を選任をしなければなりません。

法定の任期については取締役が2年、監査役が4年となっておりますが、定款に定めることにより任期を10年まで伸ばす事ができます。

つまり、**最低10年に1回は役員変更の登記をしなければならないということになります。**

また、役員の変更の登記等をしないまま、株式会社の場合には、最後に登記をした時から12年を経過したとき解散したものとみなされ、登記官の職権により解散の登記がされることとなりますので、ご注意ください。

役員の変更だけでなく、会社の名前を変える、本店を移転する、事業の目的を増やす、資本金を増加させる等々、会社の登記事項に変更がある場合は、変更してから、**2週間以内**に管轄の法務局へ登記を申請する必要があります。（会社法第915条）

これらの変更登記を怠ってしまうと、**100万円以下の過料（罰金のようなもの）**の対象となります。（会社法第976条1号）※事実上は数万円という場合が多いです。

【役員変更登記が忘れていないか確認する方法】

1. 会社の定款で役員の任期が何年になっているか確認する。
2. 法務局に行き、登記事項証明書を取得する。
3. 登記事項証明書の役員に関する事項に、最後にいつ登記したか書いてあります。
4. 自社の役員の任期より、最後に登記した日が前の場合、役員変更登記ができていない可能性が高いです。

ただ、専門的な知識も要しますので、自社の状態がどうなっているか、登記をする必要があるか確認したい方は、お近くの司法書士に相談することをオススメします。